

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 妻有ショッピングセンター 北館
所在地 十日町市宇川端丑784番地 外
設置者 イオンリテール株式会社ほか7者
- 2 変更した事項
 - (1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
 - (2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
- 3 変更年月日
平成27年2月1日
- 4 変更の理由
建物設置者および大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更による。
- 5 届出年月日
平成27年5月18日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成27年6月12日から平成27年10月12日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp